

## 令和元年度6月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

### 1 開催日時

令和元年6月12日（水）午後1時30分

### 2 場所

福岡家庭裁判所431号共用室

### 3 出席委員

江島滋美委員，鬼束信安委員，岸和田羊一委員長，國吉真弥委員，平直子委員，橋山吉統委員，林田宗一委員，樋口正行委員，久留百合子委員，深堀寿美委員，藤田光代委員，藤田雄飛委員，向野剛委員，吉田孝夫委員（五十音順）

### 4 事務担当者

清原猛家事首席書記官，三井弘之家事次席書記官，原野ひろみ主任家裁調査官，髭野勝之事務局長，藤原恵美総務課長

### 5 テーマ

成年後見制度の利用促進に関する福岡家庭裁判所における取組等について

### 6 議事結果(要旨)

（以下，発言者は，◎委員長，○委員，◇事務担当で略記する。）

◎ 認知症高齢者の要支援者数に比して，後見制度の利用者数が少ないと言われていることについて意見を伺いたい。

○ 後見人制度という言葉は知っているが，身近に感じていない。今回，興味をもって新聞や資料を読むと，現状と制度がやっと分かった気がした。20年もたっているのにPR不足を感じる。裁判所作成のパンフレットは大変分かりやすいが，冒頭の事例が一般的でなく違和感を覚えたので，一般の方が身近で分かりやすいという視点が必要ではな

いか。私の感想では、制度利用のニーズが高いのは、介護者が遠隔地に居住して、両親の面倒を見たくてもできないような場合だと思う。

- ◎ 制度を利用したり，実際に検討された方から感想等はないか。
- 実際に申立てをしようとした方からは，関係資料を集めるだけでも嫌になると聞いた。また，知人から，先に財産を分けて，施設費用のみ残して運用する等，申立てを回避する方法を取っていると聞いた。

10年ほど前に、「パスポート感覚で申し立てて，手軽に手続を」という話を聞いた記憶があるが，今回の計画でそれに近づくような改善がされたのか。

- ◇ 申立手続が大きく変わったことはないが，診断書については，鑑定せずに裁判所の診断書の定型様式に従って作成すれば足りるという工夫はされてきた。これにより鑑定費用がかからなくなった。ただ，実際に受付で説明を行うと，思った以上に手続が大変だと感じて，その後申立てに来庁しないケースもある。

- ◎ 「パスポート」というのは申立てを簡便にというスローガンのものと思われる。申立てから1か月以内に開始できるよう現場は頑張っているが，1か月もかかるのかと言われることもある。

- 私はリーガル・サポートで，後見について20年来関与している。当初の法律では，本人の権利が制限されるのが大きな問題点であり，財産管理の度合いが大きく占めてきた。

これが，本人の自己決定の尊重という理念の下で，パスポートのように気軽に申立ては行えなくとも，本人の利益や権利を害さず，しかも使いやすい制度にするというのが今回の利用促進ではないだろうか。申立ても20年前と比べて相当変わり，以前は開始まで3か月もかかり，鑑定書も本人の利益が阻害されると案じて医師が書いてくれなかったりしたが，今では本人を守るための制度だということが浸透し，書いて

くれるようになった。

- 今の御意見を聞いて安心した。この制度は、一人の人間の主体性を一定の形で制限するものだから慎重に運用していかなければならない。例えば、家族の問題でとらえると、父や母に認知症の症状が時たま発生する状況では、本人の権利を奪うことについて大きな葛藤が生じるのではないか。現行のように申立てを丁寧に行っていくことで、家族にとっては「儀式」を踏んでいくような感覚としてやっていく意味合いもあるといえるのではないか。

- 私も安心した。本人の意思を尊重し、本来のあるべき姿について、中核機関が機能するという事に期待したい。

ただ、実際、家族のためにと、よくよく考えて申立てを行った方から、財産管理が優先され、最も解決したい身上監護がないがしろになって後悔し困っているというようなケースが複数あると聞いた。今のシステムにはメリットもあるが、中核機関ができるまでは、そうしたデメリットもあることを伝える必要がある。

殊に被後見人を抱える家族は、日々ケアに追われて、情報を知らずに過ごしがちな上、手続が煩雑なのは問題である。

- 財産管理中心にならざるを得ない状況でもあるが、精神障害のことを知らずに専門職が担当するのではなく、中核機関が機能して、その方に適したベストなものになればよいと思う。研修等も必要であろう。
- 報道では、満足度が得られにくいとされているが、一方、国民のニーズがあるからこそ法律やこの計画が作られていると考えられる。ここで改めて後見制度を利用するニーズ及びメリットについて意見を聞かせていただきたい。
- 潜在的利用者は増えていくはずなので、例えば、単身者、子どもがいない、子どもが遠方にいる等、想定できる身近なケースをPRする

と、お墓や家の処分なども問題になっているので、もっと自分に当てはめて考えられるのではないかと。

- メリットとしては、単身者、独居、高齢者等の把握からさえも漏れる人たちがいる現実の中、地域包括支援センターはいい制度で、高齢者を把握するのに中核機関の一つの核としてうまく機能していけばいいと思う。

また、財産管理をすることは身上監護を進める前提で必要な作業であり、財産管理した上で身上監護を行っていくのが理想だと思う。

丁寧に後見事務を行っていくと、本人のニーズに合っていないのではないかとと思われるようなこともあり、そういった場合に、施設の変更を提案して喜ばれたり、ちょっとしたことでも気軽に呼び出され相談を受けることで、本人が笑顔になってくれることは後見人としてのやりがいの部分である。被後見人を社会につなげる窓口となる、制度としてはいい制度だと思う。感謝も文句も言われるが、一人の人間と社会をつなぐ窓口となる後見人としての在り方を日々目指している。

- ◎ 後見制度を必要としている人達が一定数いるわけだが、要介護等2000人ほどの人たちしか後見制度を使っていないというのは、サポートしてくれる家族等がいれば特に制度を利用しなくても済むというふうに理解されているのか。

- 親族の身上監護では、家族、後見人、中核機関、裁判所が連携していくことが理想だと思う。

- ◎ 中核機関を作っていくための自治体等への働きかけについて意見はあるか。

- 親族後見人になるというのが本人のためにもいいのではないかと考えるが、金銭管理は若干不安なものがあるのも事実である。

現状では、中核機関ができていないため、裁判所が自治体に対して支援しているのが実情であるが、裁判所がそのような取組を行っている点について伺いたい。

- ◇ 現在、後見制度を担う機関が裁判所しかないのが現実である。家庭裁判所には中核機関の設置のため行政機関を後押しすべき法的義務はないが、法の理念を実現するために、後見事務の運営について唯一ノウハウのある裁判所が後押ししていく必要があると認識し、日々努力しているのが現状である。

例えば、ある地域で行政の動きは鈍いが、福祉の現場からは、後見制度の利用が必要と思われるのに、申立てに至らず問題視しているという意見も多く聞く。

また、自治体からは専門職へのアプローチが難しいという話も聞き、そのような中で裁判所が消極的な自治体に働きかけたり、自治体と専門職団体の間に入り、弁護士や司法書士等と連携することができればと思って取り組んでいる。

ただし、予算やスタッフ不足が自治体側の隘路となっているのが現状である。

- ◎ 裁判所が自治体に出ていき、三士会と連携を図りながら動いている。とりわけ北九州市や福岡市は動きが活発になっているが、より効果的に動いてもらうための意見はないか。
- 正直、行政は人が足りていない。特に福祉関係は業務が多く、予算がない。法律が作られて国から縣市町村におりてきても、人がいない、お金がないでは現実にそぐわない。市町村でという趣旨は分かるが、現実には難しい。裁判所には三士会等をつないでもっと自治体に呼びかけてほしい。連携して研修等を行うというのはいかがか。

福祉では、困っているという方をどうやって救っていいのか。

社会福祉協議会の動きも今一つ分からない。役割や機能を明確にすべきだろう。

- ◇ ほとんどの自治体では従前から、認知症等により権利擁護が必要な高齢者について、地域包括支援センター等において日常生活自立支援事業を行っており、福岡市ではここに三士会が入り、中核機関の役割である受任調整等の作業を試行的に取り組んでいる。後見制度の利用が必要な障害者に対しても、専門職団体と連携し、障害者虐待対応チームを取り込んで試行を行うこととしており、このような既存のシステムを活用して、中核機関に移行できないか検討している。

しかし、この取組においては、行政のハードルの高さを実感している。福岡市といった大都市でさえ実際に動いている担当者が2～3人しかおらず、苦戦を強いられているというのが現状である。社会福祉士会（ばあとなあ福岡）は福祉的知見が高いのが強みであるが、社会福祉士としての活動を専門的にしているのは会員登録された約500人中わずかで、その方たちは意識も高くよく勉強して頑張っているものの、その他大半の社会福祉士は病院や介護施設のスタッフとして入っているため、他の組織と比べ脆弱である。

- ◎ 貴重な意見をいただいたので、今後の後見事務の参考にしていきたい。

## 7 次回テーマ

「再非行防止に向けた少年への働き掛け」

## 8 次回期日

令和元年12月18日（水）午後1時30分